

# 重要事項説明書

(訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス)

医療法人社団 山本記念会

ケアステーションすみれが丘

〒224-0013

神奈川県横浜市都筑区すみれが丘13-3

TEL 045-565-9397

FAX 045-565-9398

[令和 4 年 4 月 1 日]

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の指定番号

事業所名	ケアステーションすみれが丘
所在地	神奈川県横浜市都筑区すみれが丘 13-3
介護保険事業所番号	1473802229

(2) 事業の目的

事業の目的	指定訪問介護サービス・横浜市訪問介護相当サービスの適正な運営管理を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあるお客様に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とします。
-------	---

(3) 営業日、営業時間およびサービス提供時間

営業日	年中無休
営業時間	9:00~18:00
サービス提供時間	00:00~24:00

(4) 職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤1名)
サービス提供責任者	・事業所に対する訪問介護サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等を行うものとします。 ・訪問介護計画書または訪問介護相当サービス計画書の作成、訪問介護サービス提供に伴う業務管理等を行います。また、自らも訪問介護サービス提供にあたるものとします。	3名 (常勤兼務3名)
訪問介護員	訪問介護計画または訪問介護相当サービス計画に基づいた訪問介護サービスを提供致します。	51名 (常勤兼務20名 非常勤兼務31名)

(5) サービス提供の時間

ケアプランに応じて提供いたします。

2. サービス内容

(1) 身体介護

入浴、排泄、食事、着替え、体位交換、起床や就寝、移動、外出、服薬、清拭、身体整容等、利用者の身体に触れる、一緒に行う支援

(2) 生活援助

調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物、ゴミ出し、ベッドメイキング、衣類の整理、衣服の修理、薬の受け取り等、スタッフのみで行う支援

### 3. 利用料金

#### (1) 利用料（訪問介護・訪問介護相当サービス料金表）

介護保険からの給付サービスを利用する場合、原則として基本料金の1割、2割、3割です。ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担です。

#### (2) その他

- ① ご利用者の居室で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者の負担となります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はご利用者の負担となります。
- ③ 料金の支払い方法
  - ・料金の支払いは、毎月月末締めとし、当月料金の合計額を請求します。
  - ・お支払方法は、口座自動引き落としとさせていただきます。
  - ・支払い確認後、領収証を発行致します。
- ④ お茶、お菓子などの心遣いはご遠慮ください。

### 4. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

- ① ご利用者からの利用申し込みを受け付けます。当事業所職員がご利用者の居宅に訪問し、事業内容を説明した後、契約を締結します。
- ② 居宅サービス計画に基づき訪問介護計画を作成し、ご利用者等の同意後、サービスの提供を開始します。
- ③ 定期的、継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、訪問介護計画に変更等が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。訪問介護計画書変更後にご確認いただきます。

#### (2) サービスの終了

- ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足、事業所縮小等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

#### (3) 自動終了

以下の場合、双方に通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① ご利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護区分認定が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ ご利用者が亡くなられた場合

#### (4) その他

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族の方などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合は、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ② ご利用者がサービス利用代金の支払いが3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにも関わらず催告した日から15日以内に支払わない場合、またご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(5) サービスにあたっての禁止事項

- ① 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。
- ③ サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること。

5. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

※緊急時連絡先

主治医連絡先 病院名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

家族等連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄)

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

担当ケアマネジャー 事業所名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

6. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、お客様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所が得たお客様の個人情報については、訪問介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてお客様またはご家族等の了解を得るものとします。

8. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者は、業務上知り得たお客様またはご家族の秘密を保持します。
- (2) 事業所は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は、訪問介護サービスに関する諸記録を整備し、訪問介護サービスの提供が終了した日から最低2年（一部の記録類に関しては5年間）は保存するものとします。
- (4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団山本記念会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所ご利用者・苦情窓口

TEL : 045-565-9397

担当：管理者 泉 昊

- (2) その他

当事業所以外に、次の機関においても苦情を伝えることができます。

① 契約をされている居宅介護支援事業所等（ケアマネジャー）

② 横浜市在住のご利用者は、最寄りの地域包括支援センター（地域ケアプラザ）、はまふくコール（横浜市介護事業所・高齢者施設等苦情相談コールセンター）、または各区役所高齢・障害支援課にご相談ください。

はまふくコール TEL : 045-263-8084

都筑区役所 TEL : 045-948-2306 港北区役所 TEL : 045-540-2325

③ 横浜市健康福祉局介護保険指導課

TEL : 045-671-3413

④ 川崎市在住のご利用者は、最寄りの地域包括支援センターまたは各区役所高齢者支援課にご相談ください。

⑤ 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連合会）介護保険課苦情相談係

TEL : 045-329-3447 ナビダイヤル TEL : 0570-022-110

10. 提供するサービスの第三者評価の実地状況

当事業所では、第三者評価は実施しておりません。

11. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 山本記念会
代表者・氏名	理事長 山本百合子
所在地・電話番号	〒224-0024 横浜市都筑区東山田町 1552 TEL : 045-593-2211（代）

## 事業内容

- 山本記念病院  
〒224-0024 横浜市都筑区東山田町 1552  
TEL：045-593-2211（代）
- 山本記念病院ベビールーム  
〒223-0063 横浜市港北区高田町 2503-1 2F  
TEL：045-593-8101
- やまびこクリニック（訪問診療/通所リハビリテーション）  
〒223-0063 横浜市港北区高田町 2503-1  
TEL：045-591-7333  
TEL：045-479-1170
- 日吉本町クリニック（通所リハビリテーション）  
〒223-0062 横浜市港北区日吉本町 4-10-50 1F  
TEL：045-560-3766
- すみれが丘ひだまりクリニック  
〒224-0013 横浜市都筑区すみれが丘 13-3 1F  
TEL：045-594-2417
- すみれが丘そよかぜクリニック（通所リハビリテーション）  
〒224-0013 横浜市都筑区すみれが丘 13-3 1F  
TEL：045-565-9042
- やすらぎ訪問看護ステーション  
（訪問看護/訪問リハビリテーション/居宅介護支援事業）  
〒223-0063 横浜市港北区高田町 2503-1 2F  
TEL：045-593-8101(代)
- 新吉田訪問看護ステーション  
（訪問看護/訪問リハビリテーション/居宅介護支援事業）  
〒223-0058 横浜市港北区新吉田東 8-23-1 2F  
TEL：045-547-2111
- アクティブライフ リフライズ（通所介護）  
〒223-0058 横浜市港北区新吉田東 8-23-1  
TEL：045-534-0566
- アクティブライフ リフライズプラス（認知症通所介護）  
〒223-0058 横浜市港北区新吉田東 8-23-1  
TEL：045-534-0566
- 日吉本町クリニック附属 エールサポート(通所介護)  
〒223-0063 横浜市港北区綱島東 5-11-10 1F  
TEL：045-308-9670
- ケアステーションすみれが丘（訪問介護）  
〒224-0013 横浜市都筑区すみれが丘 13-3  
TEL：045-565-9397
- 夢別邸すみれが丘（有料老人ホーム）  
〒224-0013 横浜市都筑区すみれが丘 13-3  
TEL：045-565-9037

12. 重要事項説明の年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービス（第1号訪問事業）の開始提供にあたり、ご利用者及びご家族に対して本書面による重要な事項を説明し、内容に同意を得て、交付いたしました。

【事業者】 〒224-0024 神奈川県横浜市都筑区東山田町1552

医療法人社団 山本記念会

理事長 山本 百合子

〔事業所〕 〒224-0013 神奈川県横浜市都筑区すみれが丘13-3

医療法人社団山本記念会 ケアステーションすみれが丘

(介護保険事業所番号 第 1473802229 号)

説明責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

【利用者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〔署名代行者〕

署名代行事由： \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 附則

- この規程は、2015年4月1日から施行します。
- この規程は、2015年8月1日から施行します。
- この規程は、2015年9月1日から施行します。
- この規程は、2016年12月1日から施行します。
- この規程は、2017年4月1日から施行します。
- この規程は、2017年12月1日から施行します。
- この規程は、2018年1月1日から施行します。
- この規程は、2018年4月1日から施行します。
- この規程は、2018年8月1日から施行します。
- この規程は、2018年9月1日から施行します。
- この規程は、2019年2月1日から施行します。
- この規程は、2019年5月1日から施行します。
- この規程は、2019年7月1日から施行します。
- この規程は、2019年12月1日から施行します。
- この規程は、2020年12月1日から施行します。
- この規程は、2021年4月1日から施行します。
- この規程は、2021年6月1日から施行します。
- この規程は、2022年4月1日から施行します。
- この規程は、2022年10月1日から施行します。
- この規程は、2025年5月12日から施行します。